げる事項は別紙様式第九号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

5　第一項第二号及び第三項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

一　［略］

二　［略］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

六　持株自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項

七　［略］

八　［略］

別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5　第一項第九号及び第三項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条　［同上］

一　連結総自己資本比率

二　連結Ｔｉｅｒ１比率

三　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率

四　連結における総自己資本の額

五　連結におけるＴｉｅｒ１資本の額

六　連結における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額

七　連結総所要自己資本額

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

［号を加える。］

十三　［同上］

十四　［同上］

九　［略］

十　持株レバレッジ比率に関する事項

十一　［略］

2　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号により、前項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

3　第一項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第十条　［略］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十一号により作成するものとする。

［３・４　略］

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条　［略］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十二号により作成するものとする。

［３・４　略］

（銀行における四半期の開示事項）

第十四条　［略］

2　［略］

3　第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十二号により、それぞれ作成するものとする。

十五　［同上］

［号を加える。］

十六　［同上］

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3　第一項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第十条　［同上］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第九号により作成するものとする。

［３・４　同上］

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条　［同上］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号により作成するものとする。

［３・４　同上］

（銀行における四半期の開示事項）

第十四条　［同上］

2　［同上］

3　第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第九号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十号によりそれぞれ作成するものとする。